

平成20年6月26日

建設工事関係者 各位

財務部契約課  
土木部技術管理課

工事請負契約約款第26条第5項の運用について

工事請負契約における「単品スライド条項」を適用します。

鋼材類及び燃料油が高騰していることから、契約後の個別資材の急激な価格変動分を請負金額に反映する工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)を、下記のとおり適用します。

対象資材

「鋼材類」、「燃料油」の2資材(H形鋼、異形棒鋼、軽油等)

発注者負担

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

適用開始日

平成20年6月13日

<その他

説明会の開催

請負業者を対象として、説明会を開催します。日程等詳細内容については、後日ホームページでお知らせします。

工事請負契約約款(抜粋)

第26条5項(単品スライド条項)

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

問合せ先

土木部技術管理課

025-226-3081(直通)